産プリンス鳥取販売株式会社　鳥取県鳥取市、一般社団法人鳥取県自動車整備振興会　鳥取県鳥取市、一般社団法人日本自動車販売協会連合会鳥取県支部　鳥取県鳥取市、鳥取オート有限会社　鳥取県鳥取市、有限会社前川商会　鳥取県鳥取市、有限会社コトブキ　鳥取県鳥取市、三洋重機株式会社　鳥取県鳥取市、ユタカ自動車株式会社　鳥取県鳥取市、鳥取三菱自動車販売株式会社　鳥取県鳥取市、有限会社三星自動車工場　鳥取県鳥取市、八東自動車株式会社　鳥取県八頭郡、株式会社小河自動車　鳥取県八頭郡、株式会社晃陽車輌　鳥取県八頭郡、株式会社カーケアーセンターモリ　鳥取県鳥取市、一般財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所　鳥取県鳥取市、有限会社久松自動車工業　鳥取県鳥取市、一般社団法人全国軽自動車協会連合会鳥取事務所　鳥取県鳥取市、株式会社鳥取マツダ　鳥取県鳥取市、池田モータース　鳥取県米子市、有限会社井上モータース　鳥取県米子市、鳥取ダイハツ販売株式会社　鳥取県米子市、鳥取日産自動車販売株式会社　鳥取県米子市、株式会社大友自動車　鳥取県米子市、株式会社米子マツダ　鳥取県米子市、山陰スバル株式会社　鳥取県米子市、有限会社新宅整備工場　鳥取県米子市、西部ホンダ販売有限会社　鳥取県米子市、大海通産株式会社　鳥取県境港市、有限会社境港ホンダ　鳥取県境港市、有限会社森脇自動車　鳥取県境港市、株式会社岸本ビークル　鳥取県西伯郡、森下ホンダ販売有限会社　鳥取県米子市、根雨自動車整備株式会社　鳥取県日野郡、有限会社総合卸団地オートサービス　鳥取県米子市、有限会社長谷自動車整備工場　鳥取県西伯郡、ＵＤトラックス株式会社　鳥取県米子市、株式会社米子オートセンター　鳥取県米子市、有限会社三和自動車工業　鳥取県米子市、溝口車輌整備協同組合　鳥取県西伯郡、有限会社大栄自動車　鳥取県米子市、ネッツトヨタ鳥取株式会社　鳥取県米子市、トヨタカローラ鳥取株式会社　鳥取県米子市、岩世自動車工業有限会社　鳥取県倉吉市、有限会社市場自動車工場　鳥取県倉吉市、倉吉ホンダ販売有限会社　鳥取県倉吉市、山陰自動車整備工業株式会社　鳥取県倉吉市、有限会社戸崎モータース　鳥取県倉吉市、有限会社池田自動車整備工場　鳥取県東伯郡、有限会社伯東モータース　鳥取県東伯郡、有限会社川本商会　鳥取県東伯郡、有限会社青山車輌　鳥取県東伯郡、東伯自動車工業株式会社　鳥取県東伯郡、永禮自動車販売有限会社　鳥取県東伯郡、出雲運送株式会社　島根県出雲市、出雲自動車整備事業協同組合　島根県出雲市、株式会社出雲綜合自動車センター　島根県出雲市、出雲リペヤー株式会社　島根県出雲市、有限会社川口オートーセンター　島根県出雲市、共進自動車株式会社　島根県出雲市、島根自動車有限会社　島根県出雲市、有限会社大吉自動車整備工場　島根県出雲市、浜村自動車有限会社　島根県出雲市、有限会社元田自動車修理工場　島根県出雲市、大田中央自動車株式会社　島根県大田市、有限会社大田マツダ　島根県大田市、有限会社山本自動車整備工場　島根県大田市、有限会社山中モーター　島根県大田市、有限会社吾郷自動車商会　島根県出雲市、有限会社大栄車輌整備工場　島根県出雲市、三刀屋自動車工業株式会社　島根県雲南市、有限会社佐田機械センター　島根県出雲市、有限会社大社自動車整備工場　島根県出雲市、株式会社日発オートセンター　島根県出雲市、株式会社カーショップイマオカ　島根県出雲市、大賀モータース有限会社　島根県大田市、山内モーター有限会社　島根県大田市、ホンダ雲南販売有限会社　島根県雲南市、ニシオ有限会社　島根県出雲市、有限会社阿川商会　島根県飯石郡

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散の認可年月日　平成27年11月27日

平成27年12月17日

島根県松江市馬潟町67番地５

山陰自動車業厚生年金基金

理事長　櫻井　誠己

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　代表清算人　櫻井　誠己

2．住所　島根県松江市馬潟町67番地５

平成27年12月17日

島根県松江市馬潟町67番地５

山陰自動車業厚生年金基金

理事長　櫻井　誠己

地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第38条の９第１項において準用する同法第14条第４項の規定に基づき、役員の退任及び就任について次のとおり公告する。

平成27年12月17日

地方公務員共済組合連合会

理事長　板倉　敏和

平成27年11月20日付

退任

理事（非常勤）　氏家　常雄

監事（非常勤）　三戸　一宏

就任

理事（非常勤）　川本　　淳

監事（非常勤）　鈴木　洋一

公示送達

陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る菅野英世氏に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等の除却の通知及び照会については、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を下記のとおり公告する。

平成27年12月17日

陸前高田都市計画

今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　陸前高田市

代表者　陸前高田市長　戸羽　　太

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　宮城県仙台市若林区大和町３丁目１番15―202号

氏名　菅野　英世

2　通知の内容

あなたが所有する下記の建築物等は、陸前高田都市計画今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業施行のため、平成28年２月15日までに除却をしていただくことになりましたので通知します。

前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者である陸前高田市が除却工事を行いますので、あなたが前記の期限までに自ら除却される意志があるか否かを、平成28年１月22日までに回答してください。

以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき通知及び照会します。

⑴　建築物等の所在地

陸前高田市気仙町字町46―10

陸前高田市気仙町字町裏57―２

⑵　建築物等の名称　工作物

⑶　建築物等の構造等　コンクリート土留め擁壁、土間コンクリート叩き

⑷　数量　一式

教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６箇月以内に陸前高田市を被告として取消訴訟を提起することができます。

注意

1　自ら除却をされる場合の補償金については、別にお知らせします。

2　除却の完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署の上、直ちに陸前高田市へお届けください。